

令和7年4月から入院時の食費が変わります

健康保険法施行令のより、令和7年4月1日から入院時の食費（入院時食事療養費、入院時生活療養費）が以下のとおり引き上げられます。

変更点

●食事療養費標準負担額

昨今の物価高の影響で食材費が高騰したことにより、入院時の食費1食につき、20円引き上げることとなりました。

また所得の状況やその他の事情を考慮して厚生労働省で定める者等については、1食につき10円引き上げる内容となっています。

			1食当たりの負担額	
			令和7年4月1日以前	令和7年4月1日以降
一般			490円	510円
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ		230円 (91日目以降180円)	240円 (91日目以降190円)
	低所得者Ⅰ	70歳未満	230円 (91日目以降180円)	240円 (91日目以降190円)
		70歳以上75歳未満	110円	110円

適用日

●令和7年4月1日

磯ヶ谷病院